

原子力発第11276号
平成23年12月22日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

溶接事業者検査の一部未実施に関する
国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

溶接事業者検査の一部未実施に関して、平成23年12月22日付けで原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経済産業省

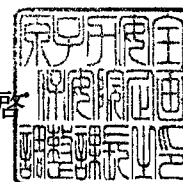
平成23原企課第111号

平成23年12月22日

四国電力株式会社

取締役社長 千葉 昭 殿

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課長 片山 啓



経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課長 大村 哲臣

溶接事業者検査の一部未実施について（注意喚起及び指示）

原子力安全・保安院は、別添（NISA-169b-11-1）のとおり、溶接事業者検査において、財団法人発電設備技術検査協会を協力事業者としている電気事業者に対応を求めることとしました。

つきましては、貴社におかれましては、別添に従い、所要の対応をお願いします。

経済産業省

平成 23・12・22 原院第 6 号

平成 23 年 12 月 22 日

溶接事業者検査の一部未実施について（注意喚起及び指示）

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-169b-11-1



原子力安全・保安院（以下「当院」という。）に対し、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）玄海原子力発電所第 4 号機において、取替えのための施工を実施中であった二次系の低温再熱蒸気管について、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 52 条第 1 項の規定に基づき実施された溶接事業者検査に関し、原子力施設安全情報申告制度に基づく申告がありました。原子力施設安全情報申告調査委員会において当該申告に関する事実関係等を調査した結果、当該溶接事業者検査の協力事業者である財団法人発電設備技術検査協会（以下「発電技検」という。）が溶接事業者検査の一部である溶接後熱処理について、法令上の検査対象項目であるにも関わらず、検査不要と判断し、検査記録に検査不要を示す斜線を記載していたこと、また、検査当日に任意で記録確認等が実施されていたことを根拠として、当該検査記録の斜線を誤記として処理し、検査が実施されていたものとして処置がなされていたこと等を確認しました。

当該低温再熱蒸気管は、これから施設されるものであるため、原子力発電所の安全に直ちに影響を及ぼすものではありませんが、電気事業法における溶接安全管理検査制度の適正な運用の観点から遺憾であり、当院は、九州電力に対して、管理を徹底するよう厳重注意したところです。

当院は、溶接事業者検査において、発電技検を協力事業者としている原子炉設置者に対して、今後、このような検査の一部未実施がないよう管理体制の充実を図ることについて、注意喚起します。

また、本件を踏まえて、これまで発電技検を協力事業者として実施した溶接事業者検査について、実施されていない項目の有無を調査し、平成 24 年 1 月 20 日までに、当院に対し、報告するよう指示します。